

令和2年4月9日

各 位

社会福祉法人 晋栄福祉会  
理事長 濱田 和則

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う  
当法人の対応について

標記の件につきまして、各府県知事の要請を受け、当法人事業におきましては、現時点で行える最大限の感染予防策を講じたうえで当面継続実施いたします。また、各市の措置内容を法人職員に十分周知徹底をしたうえで、事業の継続を図ります。

ご利用者及びご家族様、当法人に関わる関係者の皆様以外の方に一定時間接触される場合で感冒様症状（発熱、咳、喀痰、咽頭痛、鼻汁等）、倦怠感等を確認されましたら一旦ご利用等を見合わせていただき、最寄りの帰国者・接触者相談センター、もしくは医療機関に電話で相談のうえ結果を各事業所へ報告して下さるようお願いいたします。

なお、今後の状況により法人の対応につきましては変更することもございます。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。